



お知らせ



令和6年 能登半島地震 災害義援金を受け付けています



令和6年1月に発生した能登半島地震災害により被災された方々を支援するため「能登半島地震災害義援金」の受付を行なっております。お預かりした義援金は、日本赤十字社を通じて被災地の市区町村等の自治体へ配分されます。

受付時間 9:00～17:30(土・日・祝を除く)

受付場所 区民企画課 5階54番窓口

問合せ 区民企画課 5階54番

TEL 06-4399-9734 **FAX** 06-6629-4564

個人市・府民税の申告受付が始まります

申告書は、大阪市ホームページで源泉徴収票などをもとに作成いただけます。

【申告方法・受付期間】

①送付による申告(市税事務所):3月15日(金)まで

②大阪市行政オンラインシステムによる申告:
3月15日(金)まで

・令和5年中に収入がある方

※給与所得・雑所得(公的年金等・業務・その他)の申告のみ
・令和5年中に収入がない方

③窓口での申告(土・日・祝を除く)

※受付期間の最初・最後の1週間や受付開始直後、終了間際は混雑が予想されます。

市税事務所窓口

申告会場 あべの市税事務所
(阿倍野区旭町1-2-7-702 あべのメディックス7階)

受付期間 2月8日(木)～3月15日(金)

受付時間 月～木 9:00～17:30 金 9:00～19:00

区役所臨時申告会場

申告会場 東住吉区役所3階 303会議室

受付期間 2月16日(金)～3月15日(金)

受付時間 月～金 9:00～11:30、13:00～16:00

※所得税の確定申告等については、東住吉税務署 **TEL** 06-6702-0001 にお問合せください。

詳しくはこちら▶



問合せ あべの市税事務所市民税等グループ
(個人市民税担当) **TEL** 06-4396-2953

※問合せ可能日、可能時間

月～木 9:00～17:30 金 9:00～19:00

所得税及び復興特別所得税の確定申告のお知らせ

受付期間 2月16日(金)～3月15日(金)

自宅からスマートフォンで確定申告してみませんか?

「マイナンバーカード」と「マイナンバーカード読取対応のスマートフォン」があれば、作成した申告書を「e-Tax」で送信できます。



詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。
作成コーナー▶



●税務署で申告書の作成・相談を希望される方へ
・会場の入場には「入場整理券」が必要です。
・相談受付時間は16:00までです。来場者数によっては、早めに相談受付を終了する場合があります。
※会場は例年大変混雑します。感染リスク軽減のため、自宅等からの「e-Tax」を利用した提出をお願いします。
※会場ではスマートフォンでの申告を推奨しています。マイナンバーカードをお持ちの方は、①スマートフォン、②マイナンバーカード、③マイナンバーカードの2つのパスワード(利用者証明用・署名用)をご準備して来場をお願いします。

※税務署には駐車場がなく、臨時駐車場もありません。また、周辺は駐車禁止区域となっていますので、自動車でのご来場はご遠慮ください。

東住吉税務署(平野区平野西2-2-2)

問合せ TEL 06-6702-0001(代表)

※問合せ可能日、可能時間

月～金 8:30～17:00(祝を除く)

国税に関する質問・相談は国税相談専用ダイヤルにお問合せください。 **TEL** 0570-00-5901

障がい者控除対象者認定書をご存じですか?

身体障がい者手帳などの交付を受けていない方で、65歳以上の寝たきりの方または認知症の方で、身体障がい者手帳などの交付基準に準ずる場合は、申請により「障がい者控除対象者認定書」の交付を受けることができます。認定書を提示し、所得税の確定申告や個人市・府民税の申告をすることにより税法上の「障がい者控除」の適用を受けることができます。

問合せ 保健福祉課(福祉) 2階28番

TEL 06-4399-9857 **FAX** 06-6629-4580

介護サービス利用にかかる費用の医療費控除のお知らせ

所得税の確定申告において、医療系を中心とした介護保険サービスを利用した場合の利用者負担が医療費控除の対象となる場合があります。申告には「領収書」が必要となります。

【施設サービスの利用者負担額】

下記の利用料、居住費、食費の利用者負担額(③は1/2相当)

- ①介護療養型医療施設 ②介護老人保健施設
- ③介護老人福祉施設 ④介護医療院

【居宅サービス(医療系サービス・福祉系サービス)の利用者負担額】

福祉系サービス(生活援助中心型を除く訪問介護・通所介護等)は医療系サービス(訪問看護・通所リハビリテーション等)と併せて利用した場合のみ対象です。

【介護福祉士等による喀痰吸引等が行われたとき】

居住サービス等にかかる自己負担額の1/10が対象です。

【おむつ代】

医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。控除2年目以降の方は、医師の証明に代わる「確認書」を、要介護認定を受けた区役所の介護保険担当で交付できる場合があります。

問合せ 保健福祉課(介護) 2階29番

TEL 06-4399-9859 **FAX** 06-6629-4580

東住吉区 区政会議を開催しました

12月18日(月)に子育て教育部会を、12月20日(水)に本会を開催し、委員の皆さんから区政に対するご意見をいただきました。いただいたご意見は今後の区施策等に反映していく予定です。詳しくは **HP** をご覧ください。

【主な議題】

- (子育て教育部会) 学校選択制における優先枠設定の検討(本会)
- 地域福祉計画(素案)



問合せ 総務課(総合調整) 5階53番

TEL 06-4399-9976

FAX 06-6629-4533

詳しくはこちら▶



区長の部屋

区長が地域を回ります!

食事サービス(桑津地域)編



能登半島地震では、いまだ安否不明の方もおられ、震災後の体調悪化に起因する「災害関連死」の方も出ています。大阪市も発災直後から救援物資を送り、消防をはじめ水道・下水道、ごみ・環境、保健医療関係等の職員を派遣し救助・避難、復旧支援にあたっており、東住吉区役所職員2名も輪島市の避難所支援に1月末まで従事しますが、被災地のご苦労はしばらく続きそうです。この原稿は、阪神・淡路大震災から29年目の1月17日に書いているのですが、当時、被災者の心のケアに従事した日本臨床心理士会が災害カウンセリングのあり方をまとめた書籍「心を蘇らせる」(講談社)を読みました。被災された人にとって、温かい人間関係の存在や、誰かにつながっているということが、ぎりぎりのところでの救いになっているように思われました。

そのような点からも、地域コミュニティで日頃から実施されている様々な活動はとても大切だと思います。1月は桑津地域の食事サービスに参加しました。お正月らしい盛り付

けの手作り料理を賞味しながらの楽しい交流が広がっていました。調理や運営にあたっておられる実行委員の皆さまのご尽力に深く敬意を表するしだいです。

羽田空港の事故では日航機の乗客全員が無事に脱出できたことが世界中で賞賛されています。乗客の規律マナーとともに、乗務員の平常時からの徹底した訓練の賜物だと思います。地震対策についても、平素から備えるべきことを実行できているか、危機にすべきことを平常時からどれだけ訓練実践できているかにかかっていると思います。区役所も引き続き防災・減災を強化してまいりますので、一緒に取り組んでまいりましょう。

